

# CustomerNEWS

インドー海上貨物マニフェスト改正規則

Hapag-Lloyd

Jul 29, 2019

<ご担当者様各位>

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

2019年8月1日より施行されますインド海上貨物マニフェスト改正規則の概要を、下記の通りご案内申し上げます。

## 記

適用開始日 : 2019年8月1日(インド現地発着ベース)  
対象貨物 : インド発着、及びインド経由貨物

### 輸入貨物

Import マニフェストは Arrival マニフェストと呼ばれるようになり、船会社はインド向け航路最終港出港前に、全ての輸入、積替え、通貨コンテナ詳細をインド税関に提出する必要があります。

### Arrival マニフェスト要件

お客様はインド向け航路最終港出港72時間前までに、IGM 関連情報、House BL 情報、CFS 詳細等を、現地弊社 Hapag-Lloyd 事務所にご提出お願い致します

### 輸出貨物

Export マニフェストは Departure マニフェストと呼ばれるようになり、船会社は本船出港前に全ての輸出コンテナ詳細をインド税関に提出する必要があります。

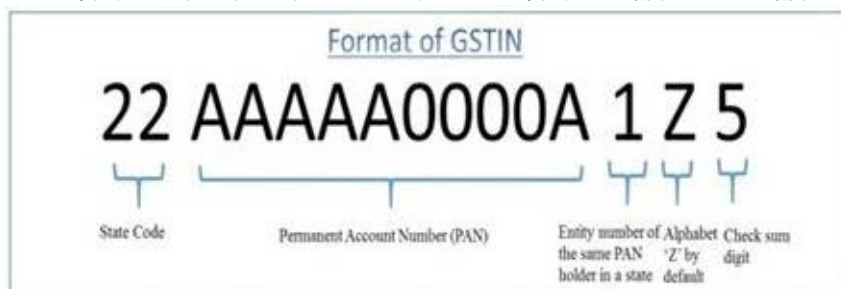
### Departure マニフェスト要件

インド積み港出港 48 時間前に、Shipping Instruction のご提出をお願い致します。

改正規則では、下記必須情報が必要となります(輸入、輸出貨物両方に対して)。

- HS コード - 6 桁の HS コード
- IEC コード - インドの顧客様の輸出入コード
- PAN 番号 - インドの顧客様の Permanent Account 番号

(PAN 番号は現在ご記入頂いています GSTIN 番号の 3 桁目から 12 桁目迄の 10 桁の番号となります)



つきましては、上記必須情報を含む Shipping Instrcutoin を、各期限迄にご提出頂けます様、宜しくお願い致します。

また弊社では現地税関当局と引続き確認中でございますので、追加要請等発生致しましたら、適宜ご連絡申し上げます。